

## ヒアリング結果 障害児童福祉

### 【障害児童福祉】Aさん

#### 1. 障害児通園と契約制について、

契約制導入の議論については、従来、当事者と行政サイドで議論を重ねて積み上げてきた制度体系・サービス体系の議論を前に戻ってやりなおさなければいけないという状況が出てくる。社会的な関心をよんでいることもあって、「なんでそうなのか」というところに議論がたちもどってしまう点では後退してしまう状況があるのではないか。障害児という分野については、当事者について、親と子の力関係という側面が関わってくるので、当事者の要求の真偽の判断が難しい。

#### 2. 障害児施設入所の措置制度について

行政の立場で仕事をしていて、学齢児の期間は在宅生活へのサポートという側面が強く、施設入所の問題は議論になりにくいのではないかと感じる。そういう観点から、問題がみえにくい状況がある。措置制度の存在意義を利用契約の考え方と議論すると、どうしても自己責任の概念に話しが引っ張られて措置か契約かの両極論になってしまっている。

#### 3. 親（保護者）が子の障害を認識していくための支援について

早期療育、特に、障害の発見から初期対応ということが重要になってくるが、都道府県レベルでこの問題に取り組むことは、正直なところ十分な自信がない。児童相談所が主たる対応の担い手となるが、現状では十分対応できていない。児童相談所で対応していくこととあわせて、市町村の行政サービスを中心としながら、対応できる児童福祉施設に相談機能を付置するようなやり方も考えられるかもしれない。

#### 4. 支援費制度について

形式的な議論として、利用者を中心とした制度のあり方という観点は当然である。ただ、支援費制度の議論は、財源の問題にすりかわってってしまう現状がある。本来は、当事者や行政や民間みなで利用者のための制度をまもっていこうという考え方が基本にあって、しくみを議論していくということのはずなのに、財源問題からしくみが議論されているように感じる。

#### 5. 障害児をめぐる母子保健、障害児教育、社会福祉の連携について

それぞれの専門領域がブツブツと切れてしまっている。特に、6歳の前後、中学卒業時や高校卒業時において、切れている。養護学校を卒業する時点でその先の就労に向けて、就労支援をリハビリテーションの機関や専門職などと連携してやっていく必要があるが、福祉サイドがからんだ取り組みが現状できているとはいえない。ただ、子どもの成長に合わせて一貫してみたいところが必要であるが、現状の地域の社会資源の状況を基本から考えなければ、難しいのではないかと感じる。介護保険のケース検討のしくみは参考になるかもしれない。

#### 6. 理念

児童福祉の分野だけでなく、社会福祉全体として、相手を引っ張るのではなく、まるごと抱え込むのではなく、「よりそのような支援」という感覚をいかに具体化していくかが課題であると感じている。自己決定とパターナリズムはうらはらな関係と考えるべきであり、その人にとって長期的に意味のあることであると考えられれば、パターナリズムか自己決定かという二極論ではないように感じる。「権利保障」という概念には、あいまいさを感じている。そこで含まれる権利には、法的に認められているものと、認められていないものを認めていこうという両方のものが含まれている。行政としては、前者について関わっていくことは仕事の一部であるが、後者を含むとなると、どこまでどのように関与していくのかがあいまいになってしまう。

## 7. 法体系

「基本法」自体は、施策のスタンスがかかれたものであり、ここで個別の施策を議論していくことは難しいのではないかと。基本法の体系はそれぞれ機能的なすみわけができるはずで、それができれば問題はないのではないかと。

## 8. 供給方法

サービスの供給については、供給量や質の確保ができることは前提として確認されれば、供給方法は、あらゆる分野が同じ供給方法で、かつ利用者にとって自由度の高いものであることが望ましいのではないかと。基本的には利用者と事業者が直接的に向き合う関係であるべきであるが、直接向き合う関係でうまくいかない場合に、対応できることは必要である。まったく問題がなければすべて市場ベースで考えていけばよいが、そういかない部分はあり、問題が発生した時のフォローができる必要があると必要である。

## 9. 分権化

市町村を中心とする再構築については、再構築が「のぞましい」であろう。ただし、市町村で受けとめやすいかどうか異なる。広域行政は別として、基本的には利用者に近いところで処理する方がよい。

## 10. 財源

財源の基本は、住民がどこまで全体を了解するかというのが重要である。それさえできていけば、受益者負担の議論は一緒に扱うことができる。負担は金銭にかぎらず、住民参加として人的資源の活用も含めて、地域で考えていけばよい。その際、公的な役割だからこそできる仕事の分野は明確に意識されなければならない。また、地方交付税のしくみは、自治体間の税収の再配分という観点から重要である。

## 【障害児童福祉】 Bさん

### 1. 障害児通園と契約制について、

デイサービスについては、学齢児前の子どもが中心となっているが、養護学校等に通学する学齢児の対応が制度として重要な課題となっている。契約制への移行については、在宅が主となってくるので、機能訓練や社会参加という部分が中心的なニーズになっていくであろう。

### 2. 障害児施設入所の措置制度について

障害者自立支援法の動向をみていく必要がある。施設自体のあり方については、在宅を中心として、施設生活も、そこから他へ出かけていくという生活が中心となる。知的障害や、身体障害などタテワリになっている施設形態も見直されてくるのではないかと。特に児童の施設で長期入所となっている利用者への対応が重要であろう。施設の入所のしかたという点では、市町村の措置へと移行し、その後契約へと移行するということになるであろう。契約については、障害をもっている子どもの主体性をどこに見極めていくかということとは大きな課題である。当面は保護者との契約ということになるであろう。

### 3. 親（保護者）が子の障害を認識していくための支援について

障害の疑いのある子どもが相談を受けて障害が発見されサービスの利用となるのは一定の相談の流れができていいる。いま問題となっているのは、発達障害のような知的な遅れはないが、自閉傾向やADHDなどをもつ子どもの相談がふえてきていて、これは集団の中で観察していくことが必要で個別には難しい。現状の1歳、3歳健診だけでなく、もう少し年齢があがった段階でみることも必要ではないか。また、相談室に医師がいないことが課題である。

### 4. 支援費制度について

現状では、在宅サービス、身体介護や移動介助に突出してサービスが充実している。ただ、どのようなニーズに取り組んでいるかについては、保護者のニーズということになる。障害をもっている子どもが保護者といっているのがいいのか、ヘルパーなど家庭外の人の刺激を受けた方がいいのか、については難しいであろう。保護者からは、よい評価を受けているが、子どもにとってよいのかは難しい。介護保険についても、統合されていくことで、同じような認定ができるのかどうかという問題がある。

### 5. 障害児をめぐる母子保健、障害児教育、社会福祉の連携について

母子保健については、乳児健診という点で連携はとれている。障害児教育については、学校側も昨年あたりから会議を開いたりしているので、今後一緒に仕事をしていく機会は増えていくであろう。学校は歴史的に、子どもとの対応でやってきたが、保護者への対応は福祉の方がすすんでいる。社会福祉については、児童相談所から民間施設まで連携するためのしくみをもっていて、具体的なケース検討も行っている。

### 6. 理念

自治体としても方向性を検討していく中で課題があがっている。領域間の問題としては、学校がなかなかはいりにくい切れてしまうという現状がある。親にしても子にしても継続的に関わっていくということが重要ではないか。自分よりも年下の子どもにふれあう機会を作るとか、思春期教育のなかで対応していくとか、世代間の継続性ということが重要である。次世代育成がどうしても厚生労働省の仕事になって、教育への踏み込みがあまくなってしまうとすれば問題である。特に高校生、大学生への取り組みは弱くなってしまふ。子どもが18才までというならば、18才まで法律ごとで切れなくて継続していくことが必要である。

### 7. 法体系

子どもは親が育てるということについて、社会的に忘れられているという感覚はある。当自治体でも待機児の

問題はあるが、他方で、どこまで子どもを預けるためにするのかという感覚もある。就労状況が多様化して一概にいけないが、たとえば延長保育をのばしてほしいという要望はあるが、夜7時8時まであずけっぱなしで、子どもにとってそれが本当によいのかということがある。逆に、保育園が5時、6時ならばそれにあわせて社会が変わっていかないといけないという意見もある。

## 8. 供給方法

子育て支援の現物支給と現金支給という考え方があるが、現金支給については、選択肢という点であってもよいのではないかと考える。ただし、現金があっても使う選択肢がなければしかたがないが、ある程度現金で保護者が選べる方が待機児という問題に対してということもあるが、今後そうなっていくのではないか。ただ、供給が多分化した時にサービスを誰が評価するのかという問題は重要である。第三者評価というしくみを取り入れられてきていることみていく必要がある。

## 9. 分権化

分権化の問題は、現状では、お金と人の問題になると思われる。基本的には、市町村でやっていくものと考え、市町村側も地元のニーズとか先進的な事例を、効率的な体制づくりというのを勉強していく必要がある。人材の養成については、中核市程度以上であればできるかもしれないが、そうでなければ難しいであろう。この規模で専門職の確保をしていくのは無理がある。都道府県などできちんとバックアップする体制がほしい。その点において、広域の行政体である都道府県の責任は重要である。地域の資源をつなげていくということについては、市町村はある程度の可能性はあるが、専門職養成をどこの自治体でも同じ水準でやっていくというのは市町村だけでは無理ではないか。また、子ども家庭福祉分野が次々仕事の範囲をひろげてきている。特に、市町村において教育と福祉の連携は大きな課題である。

## 10. 財源

これまで福祉は補助金の中でやってきたが、交付金や一般財源でやっていくとなると、市町村が自分の財源の中でどれだけ出していくのかを考えていく必要がある。これは、社会福祉行政がフリーハンドで自由になるという反面、説明責任というか、執行上の責任が求められる。これまでは、国基準で決まっているからとか、他の市もそうだからという説明でやってきた部分が、きちんとせつめいされなければいけなくなる。地域間の格差は出てくるという意味で、どの街に住むかという選択が出てくるであろう。物を買って満足するものところがうので、たまたまあたった人によって、支払の価値が変わる。従事者の資質の向上も重要である。

## 【障害児童福祉】 Cさん

### 1. 障害児通園と契約制について、

契約よりも前の段階、すなわち生まれてから障害が発見され利用契約へとつながる過程がどのような経過でむすびついていくのかが重要である。日本は家族が抱え込むことで発見が遅れたり、利用へとむすびつかないことがある。地域住民、保健所、病院、市町村などさまざまな主体が、子どもの成長段階をとおして体系的に関わる必要がある。

### 2. 障害児施設入所の措置制度について

日本において措置制度は、救われるべき子どもの命が守られたり、職員の安定的な実践基盤となったり、一定の基盤をつくってくることには貢献した。他方で、実践がその基盤の上にあぐらをかいたり、管理的となったり、施設が閉鎖的となってしまったことに課題が出ている。外から積極的に人材が入ったり、地域の中で当事者による施設をつくったりと、措置か否かではなく、施設が開かれているかどうか重要である。

### 3. 親（保護者）が子の障害を認識していくための支援について

親が認識するという背景に、日本では、当事者が自らのデマンドを表出することに困難をもっている状況がある。自分達がデマンドを社会に向けて表出するためのトレーニングの機会が必要である。英ブリストル大学等では当事者から学ぶという試みが積極的に行われている。また一緒に歩いていこうという市民を含めた担い手や問題の社会的認知が必要でもある。

### 4. 支援費制度について

介護保険と支援費の関係では、障害問題の当事者に応能負担から応益負担への転換という大きな問題があらわれてきている。利用者×介護の関係だけでなく、子どもを育てる親と自治体とのかけひきや引っ張り合いという状況がでてきている。ケアの質の問題は、在宅で暮らすシステムを多元的につくる必要がある。

### 5. 障害児をめぐる母子保健、障害児教育、社会福祉の連携について

日本では、子が生まれてから成人して社会に出て行くまでの過程で、母子保健の分野→特殊学級など教育の分野→社会へ出て行く中で利用する社会福祉の分野という連続が断ち切られてしまっているのが現状である。親のもとで生活する時期から自立して親なき後生活していく段階まで、地域コミュニティのなかで生活できることが重要である。

### 6. 理念

児童福祉の問題であっても、子ども家庭の観点から取り組まなければならない。その際、家族の状況が重要となるが、現在の状況を十分に把握した上で、200年後を見据えるくらいの長期的な視点で考えていく必要があるのではないか。子どもをめぐる家族の現状をみれば、社会福祉および子ども家庭福祉の将来像は悲観的なものとならざるをえない。とりわけ、これまで日本の政府は貧困の問題に中心的に取り組んできたが、他方で、比較的富裕な層の家族生活における問題を置き去りにしてきた。家族のライフスタイル化はますますすすみ、そのことは、現状の社会福祉の制度施策の根本から揺るがすような現状へとつながっていることをまず認識する必要がある。

### 7. 法体系

問題の領域は、既存の領域からでなく、利用者を中心とする個人を全体としてとらえる観点からつくられなければならない。法体系のあり方についても、子ども家庭福祉の利用者にとって複数専門領域の統合は、個人の成長発達段階をとおしてひきつがれるかたちで統合がなされる必要がある。

## 8. 供給方法

子ども家庭福祉においては、利用者の成長の過程をとおして継続的で安定的な専門職と利用者との関係が必要である。そうした個別化された援助の供給のために、現状では、行政の枠内で非常勤化して対応するという傾向が出てきているが大きな問題である。民間や地域のボランティア等を含めた地域全体で取り組む供給システムが検討されなければならない。

## 9. 分権化

三位一体の議論では、ネガティブな論点も出ているが、ネガティブな観点だけでとらえるべきでない。創造（想像？）的にとらえれば、行政と民間のあらたなパートナーシップの可能性など、可能性を見出していくことはできるのではないか。重要なのは、地域のコミュニティを自治体ごとにつくることができているかということである。

## 10. 財源

自治体を中心とするあり方の問題として、自治体間の問題を誰が対応するのかということがある。とりわけ、先のDVの問題でもふれたように、広域利用の際に、送り手と受け手とどちらが費用負担するのかといった問題への対応のしくみを検討する必要がある。また、行政で対応できない個別化された支援を民間に委託して担っていくことは検討すべきである。

## ○ ヒアリング質問文

### ひとり親家庭

1. 母子家庭の就労支援について、現状の通りでよいとお考えになりますか。  
もし改善すべき点があれば、お話しください。
2. 養育費について、現状の通りでよいとお考えになりますか。  
もし改善すべき点があれば、お話しください。
3. 母子生活支援施設の広域利用について、現状の通りでよいとお考えになりますか。  
もし改善すべき点があれば、お話しください。
4. 母子自立支援員の役割について、現状の通りでよいとお考えになりますか。  
もし改善すべき点があれば、お話しください。
5. DV問題の相談や保護のしくみについて、現状の通りでよいとお考えになりますか。  
もし改善すべき点があれば、お話しください。

### <共通質問文>

6. これからの次世代育成支援・子ども家庭福祉を推進するための基本的な理念について、どのようにお考えでしょうか。また、たとえば、パターンリズム、次世代育成支援、児童の権利保障、家族再統合支援、パーマネンシー・プランニングなどの理念についてどのようにお考えでしょうか。
7. 次世代育成支援・子ども家庭福祉の基本法体系について、どのようにお考えでしょうか。また、たとえば、老人保健福祉施策における介護保険法と老人福祉法との住み分けを、子ども家庭福祉分野ではどのように考えたらいでしょうか。児童福祉法と民法とに分断された子ども家庭福祉制度体系について、どのように考えたらいでしょうか。
8. 次世代育成支援・子ども家庭福祉サービス供給の方法について、どのようにお考えでしょうか。また、たとえば、高齢者福祉や障害者福祉と同様、次世代育成支援・子ども家庭福祉についても利用者と提供者とが直接向き合う関係を基本とすべき、との見解に対してどのようにお考えですか。
9. 次世代育成支援・子ども家庭福祉行政実施体制の分権化について、どのようにお考えでしょうか。また、たとえば、高齢者福祉や障害者福祉と同様、市町村を中心に再構築すべき、との見解に対してどのようにお考えですか。
10. 次世代育成支援・子ども家庭福祉サービスの財源について、どのようにお考えでしょうか。また、たとえば、その総額、財源構成、公費負担の方法・性格、利用者負担のあり方、さらにはそれらの組合せのあり方などについてどのようにお考えでしょうか。

## ヒアリング結果 ひとり親家庭福祉

【ひとり親家庭福祉】 Aさん

### 1. 母子家庭の就労支援について

近年の政策動向は、長くおきざりにされてきたひとり親家庭の就労支援という分野がようやく一步踏み出したという実感がある。日本の母子家庭の就労率は高かったが、就労の内実や児扶手の受給状況等も含め、賃金労働で生活するにはほど遠い現状がある。他方、死別、生別、非婚などにより、ひとり親家庭には、大きな収入差が出てきており生活状況に多様性が出ているのではないかと。今後、自治体には、①母子のキャリアアップのための特別訓練手当を積極的に活用する方向を打ち出してほしい、②常勤化したら補助を出すしくみをつくってほしい、③自立へむけた心身のケア（DV被害者等）などのサポートの充実、④就労支援センターの有効性を高めるため就労情報の集約等利用者に活用されるしくみをつくってほしい、などの要求をしたい。また、父子家庭の就労問題が母子とは異なった形で現れることの把握や対策も不十分である。

### 2. 養育費について

養育費の支払のしくみができてきていることは良いことであるが、制度ができて、父親の認識が低いことが大きな壁となっている。給料天引きにしても、本人の子育てへの自覚が希薄である。継続的支払へ向けて、不履行のペナルティや離婚届の養育費支払確認欄の設置など、払うことが責務であることを認識する「もう一つのしほり」が検討されるべきなのかもしれない。

### 3. 母子生活支援施設の広域利用について

母子の施設利用については、ますます広域利用のシステムが重要な役割を担うようになってきている。ひとり親家庭福祉が自治体単位になっていくほど、DVの被害者など利用者の立場からは、広域利用のしくみが求められてきている。緊急一時保護に関わる広域利用では、費用弁済のしくみ（送り手か受け手かどちらがどのように費用をもつのか）の検討が求められる。また、母子生活支援施設に関しては、施設の地域への開放の機能と地域からクローズして利用者を守る機能の両立が求められていることも重要で、入所はサテライト機能、保護はコア施設機能という施設形態等の検討も必要である。

### 4. 母子自立支援員の役割について

母子の相談が母子自立支援員により担われることになったことは大きな朗報であった。しかし、母子自立支援員自身が厳しい環境で仕事をするようになってきている。母子自立支援員に期待される役割は大きい、それがこなすことができる職場環境や立場を保障することが不十分である。母子自立支援員だけでなく、それをかこむネットワークやITの活用など支援する体制も必要である。

### 5. DV問題の相談や保護のしくみについて

①暴力が社会に根付いてしまっていることの問題がある。②加害者への対応が手つかずで残っており、家族全体でサポートする視点が必要である。③地域として問題を発見したり、家族をサポートするというグランドデザインが遅れている。④DVについての専門家のチーム化が遅れている。他方で警察（生活安全課）がこの問題に認識を持つようになったことは大きな変化である。地域における気づきのしくみが必要である。

### 6. 理念

家族の状況が重要となるが、現在の状況を十分に把握した上で、200年後を見据えるくらいの長期的な視点で考えていく必要があるのではないかと。子どもをめぐる家族の現状をみれば、社会福祉および子ども家庭福祉の将来像は悲観的なものとならざるをえない。とりわけ、これまで日本の政府は貧困の問題に中心的に取り組んできたが、他方で、比較的富裕な層の家族生活における問題を置き去りにしてきた。家族のライフスタイル化はまず



ますすみ、そのことは、現状の社会福祉の制度施策の根本から揺るがすような現状へとつながっていることをまず認識する必要がある。

#### 7. 法体系

問題の領域は、既存の領域からでなく、利用者を中心とする個人を全体としてとらえる観点からつくられなければならない。法体系のあり方についても、子ども家庭福祉の利用者にとって複数専門領域の統合は、個人の成長発達段階をとおしてひきつがれるかたちで統合がなされる必要がある。

#### 8. 供給方法

子ども家庭福祉においては、利用者の成長の過程をとおして継続的で安定的な専門職と利用者との関係が必要である。そうした個別化された援助の供給のために、現状では、行政の枠内で非常勤化して対応するという傾向が出てきているが大きな問題である。民間や地域のボランティア等を含めた地域全体で取り組む供給システムが検討されなければならない。

#### 9. 分権化

三位一体の議論では、ネガティブな論点も出ているが、ネガティブな観点だけでとらえるべきでない。創造（想像？）的にとらえれば、行政と民間のあらたなパートナーシップの可能性など、可能性を見出していくことはできるのではないか。重要なのは、地域のコミュニティを自治体ごとにつくることができているかということである。

#### 10. 財源

自治体を中心とするあり方の問題として、自治体間の問題を誰が対応するのかということがある。とりわけ、先のDVの問題でもふれたように、広域利用の際に、送り手と受け手とどちらが費用負担するのかといった問題への対応のしくみを検討する必要がある。また、行政で対応できない支援を民間に委託して担っていくことは検討すべきである。

## 【ひとり親家庭福祉】 Bさん

### 1. 母子家庭の就労支援について

母子の生活状況は金銭的に厳しいという側面から就労支援をしていくことになるが、就労支援はそれだけでなく、総合的に行っていく必要がある。たとえば、子どもの就学には親がPTAも含めて学校に関わっていかなければいけない。また、母子家庭に固有の課題へむけた就労支援という側面だけでなく、一般就労問題としての男女間の就労差別の側面も対応が必要である。

### 2. 養育費について

養育費に関しては、男性の側に履行の問題があるという認識を持っている。問題がおこる早い段階で履行するための強制力ということが現状より強く法的に整備される必要があろう。

### 3. 母子生活支援施設の広域利用について

緊急一時保護への対応については、男女共同参画の政策領域で取り組まれているが、従来の売春防止法の観点からの対応や母子家庭福祉の対応など、利用者の現状に対して全体を見直す必要があるのではないかと、法的にも整理が必要かもしれない。

### 4. 母子自立支援員の役割について

現状では、就労の支援までやるのは無理がある。母子自立支援員自身の給与等の身分保障自体が母子自立支援という側面もあるが、専門性の観点から、社会福祉教育を受けた人が継続的に就けることが必要である。そうした基盤があれば市町村レベルで役割を果たすことができる。

### 5. DV問題の相談や保護のしくみについて

DV問題等の相談をどこで受けていくかということについて、地域で初期的な対応窓口をつくっていてもよいのではないかと。法的な手続きの相談や情報提供など、社会福祉協議会のようなところで弁護士等の専門家のバックアップをつけて相談を行っていくようにすれば、すべて緊急性や重い問題として専門機関で対応するよりも前の段階で対応できるのではないかと。シェルターについては、法的、制度的にバックアップが受けられるように位置づけられる必要がある。

### 6. 理念

児童福祉の分野だけでなく、社会福祉全体として、相手を引っ張るのでもなく、まるごと抱え込むのでもなく、「よりそのような支援」という感覚をいかに具体化していくかということが課題であると感じている。自己決定とパターナリズムはうらはらな関係と考えるべきであり、その人にとって長期的に意味のあることであると考えられれば、パターナリズムか自己決定かという二極論ではないように感じる。「権利保障」という概念には、あいまいさを感じている。そこで含まれる権利には、法的に認められているものと、認められていないものを認めていこうという両方のものが含まれている。行政としては、前者について関わっていくことは仕事の一部であるが、後者を含むとなると、どこまでどのように関与していくのかがあいまいになってしまう。

### 7. 法体系

「基本法」自体は、施策のスタンスがかかれたものであり、ここで個別の施策を議論していくことは難しいのではないかと。基本法の体系はそれぞれ機能的なすみわけができるはずで、それができれば問題はないのではないかと。

### 8. 供給方法

サービスの供給については、供給量や質の確保ができることは前提として確認されれば、供給方法は、あらか

る分野が同じ供給方法で、かつ利用者にとって自由度の高いものであることが望ましいのではないか。基本的には利用者と事業者が直接的に向き合う関係であるべきであるが、直接向き合う関係でうまくいかない場合に、対応できることは必要である。まったく問題がなければすべて市場ベースで考えていけばよいが、そういかない部分はある、問題が発生した時のフォローができる必要がある。

#### 9. 分権化

市町村を中心とする再構築については、再構築が「のぞましい」であろう。ただし、市町村で受けとめやすいかどうか異なる。広域行政は別として、基本的には利用者に近いところで処理する方がよい。

#### 10. 財源

財源の基本は、住民がどこまで全体を了解するかという点である。それさえできていれば、受益者負担の議論は一緒に扱うことができる。負担は金銭にかぎらず、住民参加として人的資源の活用も含めて、地域で考えていけばよい。その際、公的な役割だからこそできる仕事の分野は明確に意識されなければならない。また、地方交付税のしくみは、自治体間の税収の再配分という観点から重要である。

## 【ひとり親家庭福祉】 Cさん

### 1. 母子家庭の就労支援について

就労支援だけでなく、生活課題への相談や支援を同時にしていくことが重要である。施設に入っている母子よりも、地域で生活している母子には深刻な生活課題があり、相談所や支援センターのようなものが必要である。母子生活支援施設がその機能を生かして、支援センターを併設して地域に機能を生かしていくとよい。生活課題を解決してから就労支援に入っていきのが筋道である。

### 2. 養育費について

養育費は法的にきちんと義務づけする必要がある。強制的にとるようなシステムを構築する必要がある。裁判でやるにしても弁護士をとおさずにできるという本も出ているが、簡単にとりたてを行うことができる必要がある。債権、債務関係が確定しない段階から、たとえば別居の段階から養育費を支払って行けるような義務づけが必要ではないか。簡単に調停の申し立てができて支払いが行われるようなかたちがよいであろう。

### 3. 母子生活支援施設の広域利用について

広域利用についての考え方、取り扱いが各自治体でばらばらで統一できていないことは問題である。広域の考え方も都道府県内と県外のものがある。自治体同士の話し合いがうまくいかないし、広域利用のための予算付けも行われていないのでスムーズにいかない。費用の負担のしかたを含めてひとつひとつの自治体と契約を結んでいくという現状があり、これは難しい仕事になっている。生活保護をつける場合に都道府県がみるのか市町村がみるのかという問題もある。自治体によっては、広域で受入れの手続きをおこすよりも、住民票を移して対応する方がスムーズと考えている場合もある。また、ケースによっては救護施設が一時保護の指定を受けられるようになるとスムーズにいく場合もあるので一時保護の受入れ施設の幅を増やすべきである。

### 4. 母子自立支援員の役割について

母子自立支援員がかかえているケース数が多すぎるし、仕事量も多いのであるが、身分的な安定がない。母子の困難事例の自立支援をきちんとやれるシステムが必要である。

### 5. DV問題の相談や保護のしくみについて

DV問題への対応については、男女共同参画から取り組まれている現状があり、福祉事務所がやるべき問題でないと捉えられているところがある。福祉事務所が窓口になって母子相談室や女性相談室などが対応し、福祉事務所が民間のシェルターや母子生活支援施設へ振り分けるといいうしくみがスムーズにいくのではないかと。現状としては、男女共同参画の担当と福祉事務所で連携がとれていないことに課題がある。保護の仕組みについては、保護の受入れ施設の幅が狭く、柔軟性をもたせたほうがよい。

### 6. 理念

基本理念にはパートナーリズムが見受けられ、産むことに対する個人の選択の自由を法的に干渉するものであるが、干渉しない方がよい。

### 7. 法体系

福祉事務所と保健所が合体している流れで、現在の児童福祉法のままで児童福祉法と母子保健法の領域が一緒になっていくということは考えられる。保険の仕組みを児童の分野に導入するという考え方については、国の責任が明確になるのであれば、保険の制度のほうがよいのではないかと。児童福祉法と民法の関係などでいえば、養育費の支払についての罰則規定を児童福祉法へ入れていくという必要がある。罰金を科して罰金による財源であらたな対策を講じるというしくみもよい。児童相談所については、たとえば、逮捕権のような権限を持たせる必要がある。児童相談所の所が署にかわるようなイメージ。親子分離についても児童相談所が権限をもた

ないと仕事ができないのではないか。また、母子生活支援施設の入所の手続きは児童相談所の方がやりやすいのではないか。婦人保護については、都道府県の単位でやった方がよい。

#### 8. 供給方法

いろいろな制度が複雑にあるのはよくない。支援費なら支援費制度でそこに児童福祉を組み入れるならば、児童福祉は別の制度ではなく、一本化すべきである。児童の領域の側としては、障害者の領域に近づくということは、児童として大きな懸念は感じないが、障害者の領域では、採暖費のような手当がカットされるという状況が出ているのは問題である。

#### 9. 分権化

市町村を基本にやっていくことについては現状でそれに近い状況になっているので抵抗はない。広域利用の問題については、都道府県が関わる必要がある。したがって福祉事務所よりも児童相談所のような専門性をもったところで母子の問題も対応できるとよいのではないか。児童福祉であるのに分かれているのはおかしいと感じる。

#### 10. 財源

財源はやはり国の財源でやっていくことが基本であり、地方の財源によってアンバランスが出る施策というのは問題である。国が全部負担するというのではないが、たとえば、三分の一は国が責任をもつということが必要ではないか。

【ひとり親家庭福祉】 Dさん

#### 1. 母子家庭の就労支援について

母子自立支援員が対応しているが、就労支援については、高等技能訓練、教育訓練、相談というところがポイントになっている。具体的にはハローワークなどについて母子家庭に特化した求職案内をすとか情報提供するとか必要がある。国の施策も大事であるが、求職のメインとなるハローワークで母子への支援策が打ち出されている方が実効性が高いのではないかと。そういう情報をつかみつつ、市町村の母子自立支援員がフォローしていくのがよいのではないかと。

#### 2. 養育費について

養育費の支払ははらうべきで当然なのだが、これが社会通念化していないということが問題であるように感じる。払う側の財政力がなくて止まってしまうという問題もある。このあたりを対応していかないと実効性の高いものになっていかない。

#### 3. 母子生活支援施設の広域利用について

当自治体で母子施設を廃止したため、広域利用は重要な制度になっている。母子世帯の生活も多様化していて、行政の設置の目的とずれができてきているように感じる。現状は、利用の希望には、委託契約で対応しているが、母子生活支援施設ということでやっていくとするならば、少し色合いをかえて、女性センターなどと結びつけられるような施設になるとよいのではないかと。

#### 4. 母子自立支援員の役割について

母子自立支援員については、デスクワークが主となっているのが現状である。ハローワークに行くなどもっと外に出て行動して行くような活動をしなければならない。そういう幅を持った仕事のできる自立支援員のあり方が必要である。

#### 5. DV問題の相談や保護のしくみについて

女性が保護を求めてきてそこに子どもがくっついてきているというのが現状の相談の認識になっている。女性センターでの対応は、福祉事務所所管になっていないので、どのように福祉事務所と連携をとるのが重要なポイントになる。保護を求めてくる女性のなかには、数日で元の男性のもとへもどってしまう人もいる。福祉事務所が対応する前に元に戻ってしまうので、生活の安定基盤の確保のために福祉事務所が動こうとしても、できない状況になってしまう。相談に入った時点から連携して行動することができる必要がある。シェルターと福祉事務所との連携も課題となっている。

#### 6. 理念

自治体としても方向性を検討していく中で課題があがっている。領域間の問題としては、学校がなかなかはいりにくい切れてしまうという現状がある。親にしても子にしても継続的に関わっていくということが重要ではないか。自分よりも年下の子どもにふれあう機会を作るとか、思春期教育のなかで対応していくとか、世代間の継続性ということが重要である。次世代育成がどうしても厚生労働省の仕事になって、教育への踏み込みがあまくなってしまうとすれば問題である。特に高校生、大学生への取り組みは弱くなってしまう。子どもが18才までというならば、18才まで法律ごとで切れないで継続していくことが必要である。

#### 7. 法体系

子どもは親が育てるということについて、社会的に忘れられているという感覚はある。当自治体でも待機児の問題はあるが、他方で、どこまで子どもを預けるためのするのかという感覚もある。就労状況が多様化して一概にいけないが、たとえば延長保育をのばしてほしいという要望はあるが、夜7時8時まであずけっぱなしで、子

どもにとってそれが本当によいのかということがある。逆に、保育園が5時、6時ならばそれにあわせて社会が変わっていかないといけないという意見もある。

#### 8. 供給方法

子育て支援の現物支給と現金支給という考え方があるが、現金支給については、選択肢という点であってもよいのではないかと考える。ただし、現金があっても使う選択肢がなければしかたがないが、ある程度現金で保護者が選べる方が待機児という問題に対してということもあるが、今後そうなるのではないかと。ただ、供給が多様化した時にサービスを誰が評価するのかという問題は重要である。第三者評価というしくみを取り入れられてきていることみていく必要がある。

#### 9. 分権化

分権化の問題は、現状では、お金と人の問題になると思われる。基本的には、市町村でやっていくものと考え、市町村側も地元のニーズとか先進的な事例を、効率的な体制づくりというのを勉強していく必要がある。人材の養成については、中核市程度以上であればできるかもしれないが、そうでなければ難しいであろう。この規模で専門職の確保をしていくのは無理がある。都道府県などできちんとバックアップする体制がほしい。その点において、広域の行政体である都道府県の責任は重要である。

#### 10. 財源

これまで福祉は補助金の中でやってきたが、交付金や一般財源でやっていくとなると、市町村が自分の財源の中でどれだけ出していくのかを考えていく必要がある。これは、社会福祉行政がフリーハンドで自由になるという反面、説明責任というか、執行上の責任が求められる。これまでは、国基準で決まっているからとか、他の市もそうだからという説明でやってきた部分が、きちんとせつめいされなければいけなくなる。地域間の格差は出てくるという意味で、どの街に住むかという選択が出てくるであろう。物を買って満足するものところが、たまたまあたった人によって、支払の価値が変わる。

## ○ ヒアリング質問文

### 非行児童福祉

1. 少年非行に関して、福祉行政と青少年行政との関わりは、現状の通りでよいとお考えですか。もし、改善すべき点があれば、お話し下さい。
2. 児童自立支援施設と少年院について、その機能は、現状の通りでよいとお考えですか。もし、改善すべき点があればお話しください。
3. 少年非行に関して、児童福祉法と少年法について、その内容は、現状の通りでよいとお考えですか。もし、改善すべき点があれば、お話しください。
4. 少年非行に関して、児童相談所と家庭裁判所の機能は、現状の通りでよいとお考えですか。もし、改善すべき点があればお話しください。
5. 少年非行をめぐる、事実の扱い方について、現状の通りでよいとお考えですか。もし、改善すべき点があれば、お話しください。

### <共通質問文>

6. これからの次世代育成支援・子ども家庭福祉を推進するための基本的な理念について、どのようにお考えでしょうか。また、たとえば、パターンリズム、次世代育成支援、児童の権利保障、家族再統合支援、パーマネンシー・プランニングなどの理念についてどのようにお考えでしょうか。
7. 次世代育成支援・子ども家庭福祉の基本法体系について、どのようにお考えでしょうか。また、たとえば、老人保健福祉施策における介護保険法と老人福祉法との住み分けを、子ども家庭福祉分野ではどのように考えたらいでしょうか。児童福祉法と民法とに分断された子ども家庭福祉制度体系について、どのように考えたらいでしょうか。
8. 次世代育成支援・子ども家庭福祉サービス供給の方法について、どのようにお考えでしょうか。また、たとえば、高齢者福祉や障害者福祉と同様、次世代育成支援・子ども家庭福祉についても利用者と提供者とが直接向き合う関係を基本とすべき、との見解に対してどのようにお考えですか。
9. 次世代育成支援・子ども家庭福祉行政実施体制の分権化について、どのようにお考えでしょうか。また、たとえば、高齢者福祉や障害者福祉と同様、市町村を中心に再構築すべき、との見解に対してどのようにお考えですか。
10. 次世代育成支援・子ども家庭福祉サービスの財源について、どのようにお考えでしょうか。また、たとえば、その総額、財源構成、公費負担の方法・性格、利用者負担のあり方、さらにはそれらの組合せのあり方などについてどのようにお考えでしょうか。



## ヒアリング結果 非行児童福祉

【非行児童福祉】 Aさん

### 1. 少年非行に関する福祉行政と青少年行政との関わりについて

少年非行について、社会福祉行政はこれまで何もしていないという印象がある。青少年行政についても、どこまで関わるかは難しい。現状で良いという考え方もあるかもしれない。

### 2. 児童自立支援施設と少年院の機能について

児童自立支援施設と少年院の機能について、機能的に同じ部分は統合して、付加的な機能を追加していくという考え方もあるかもしれない。

### 3. 少年非行に関する児童福祉法と少年法について

あまり明確な意見はもたないが、少年をどのように社会に戻していくかという観点で見れば、児童福祉法に重点をおいて、少年法の役割は必要ないように思われる。

### 4. 少年非行に関する児童相談所と家庭裁判所の機能について

児童相談所と家庭裁判所の機能的なちがいは、法律を執行するところと法律を判断するところのちがいである。これについては、どちらかが、どちらかの機能をもつということは不可能であり、現状の機能分担は必要である。

### 5. 少年非行をめぐる事実の扱い方について

少年非行をどこで扱っていくかについては、子どもの生活する地域にできるだけ近いところでやるのがよいと考える。ただし、非行の状況によっては、社会的な影響への対応も必要になってくるので、この側面については、あまり地域の前線的な機関で判断をするのは避けた方がよいのではないかと。

### 6. 理念

児童福祉の分野だけでなく、社会福祉全体として、相手を引っ張るのではなく、まるごと抱え込むのではなく、「よりそのような支援」という感覚をいかに具体化していくかが課題であると感じている。自己決定とパターナリズムはうらはらな関係と考えるべきであり、その人にとって長期的に意味のあることであると考えられれば、パターナリズムか自己決定かという二極論ではないように感じる。「権利保障」という概念には、あいまいさを感じている。そこで含まれる権利には、法的に認められているものと、認められていないものを認めていこうという両方のものが含まれている。行政としては、前者について関わっていくことは仕事の一部であるが、後者を含むとなると、どこまでどのように関与していくのかがあいまいになってしまう。

### 7. 法体系

「基本法」自体は、施策のスタンスがかかれたものであり、ここで個別の施策を議論していくことは難しいのではないかと。基本法の体系はそれぞれ機能的なすみわけができるはずで、それができれば問題はないのではないかと。

### 8. 供給方法

サービスの供給については、供給量や質の確保ができることは前提として確認されれば、供給方法は、あらゆる分野が同じ供給方法で、かつ利用者にとって自由度の高いものであることが望ましいのではないかと。基本的には利用者と事業者が直接的に向き合う関係であるべきであるが、直接向き合う関係でうまくいかない場合に、対応できることは必要である。まったく問題がなければすべて市場ベースで考えていけばよいが、そういかない部分はあり、問題が発生した時のフォローができる必要があると。

## 9. 分権化

市町村を中心とする再構築については、再構築が「のぞましい」であろう。ただし、市町村で受けとめやすいかどうか異なる。広域行政は別として、基本的には利用者に近いところで処理する方がよい。

## 10. 財源

財源の基本は、住民がどこまで全体を了解するかというが重要である。それさえできていれば、受益者負担の議論は一緒に扱うことができる。負担は金銭にかぎらず、住民参加として人的資源の活用も含めて、地域で考えていけばよい。その際、公的な役割だからこそできる仕事の分野は明確に意識されなければならない。また、地方交付税のしくみは、自治体間の税収の再配分という観点から重要である。

## 【非行児童福祉】 Bさん

1. 少年非行に関する福祉行政と青少年行政との関わりについて  
現状では大きな問題があるとは認識していない。

2. 児童自立支援施設と少年院の機能について

児童自立支援施設と少年院の機能について現状でいいと考える。ただ児童自立支援施設の数十分ではないということはある。自立支援施設は、地域に開かれてきているという印象がある。少年院については、更生という面で長期的に取り組む必要性から物足りなさを感じる。現状は職員は手一杯なのだが、長期的なサポートができる体制は必要である。

3. 少年非行に関する児童福祉法と少年法について

少年法については、改正後の状況をもう少しみていきたい。厳罰化にしても、子どもたちは法律の情報や様子をみながら行動しているというところもある。実際にある程度の抑止力はあるかと考えるが、一時のものという側面もあり、継続的な見直しは必要である。

4. 少年非行に関する児童相談所と家庭裁判所の機能について

児童相談所の機能は少年非行については機能が果たされていない。いまの職員体制では難しいであろう。児童虐待と少年非行の部分を分けていく等しないと対応できない。機関のあり方として、特に、非行、虐待、家庭問題分野というかんじで専門分化していくこともよいのではないかと。ただ、同じ機関として複数の領域がやっていくメリットはある。家庭裁判所については、学校との連携がまったくない。特定の問題が出ない限りは、裁判所の調査員と学校が話し合う機会はほとんどない。家裁と何らかのつながりができれば機能していく可能性はある、お互いに必要としている現状はある。

5. 少年非行をめぐる事実の扱い方について

少年非行については、相談機能、特に警察の相談部門が重要である。都道府県に補導センターがつけられているが、この役割が重要となってくる。家庭で非行に悩んでいる保護者は多く、警察の相談機能という特徴が子どもの行動にもよい影響を与えている。警察ということではじめの相談としてやりにくいところもあるが、頼れると感じる保護者も多い。予防的な相談に特徴をもつといえる。警察と児童福祉との連携もそこに可能性があるかもしれない。

6. 理念

自治体としても方向性を検討していく中で課題があがっている。領域間の問題としては、学校がなかなかはいりにくい切れてしまうという現状がある。親にしても子にしても継続的に関わっていくということが重要ではないか。自分よりも年下の子どもにふれあう機会を作るとか、思春期教育のなかで対応していくとか、世代間の継続性ということが重要である。次世代育成がどうしても厚生労働省の仕事になって、教育への踏み込みがあまりなくなってしまうとすれば問題である。特に高校生、大学生への取り組みは弱くなってしまふ。子どもが18才までというならば、18才まで法律ごとで切れないで継続していくことが必要である。

7. 法体系

子どもは親が育てるということについて、社会的に忘れられているという感覚はある。当自治体でも待機児の問題はあるが、他方で、どこまで子どもを預けるためにするのかという感覚もある。就労状況が多様化して一概にいけないが、たとえば延長保育をのばしてほしいという要望はあるが、夜7時8時まであずけばなしで、子どもにとってそれが本当によいのかということがある。逆に、保育園が5時、6時ならばそれにあわせて社会が変わっていかないといけないという意見もある。

## 8. 供給方法

子育て支援の現物支給と現金支給という考え方があるが、現金支給については、選択肢という点であってもよいのではないかと考える。ただし、現金があっても使う選択肢がなければかたがないが、ある程度現金で保護者が選べる方が待機児という問題に対してということもあるが、今後そうなるわけではないか。ただ、供給が多様化した時にサービスを誰が評価するのかという問題は重要である。その意味でも、第三者評価というしくみについては注目している。

## 9. 分権化

分権化の問題は、現状では、お金と人の問題になると思われる。基本的には、市町村でやっていくものと考え、市町村側も地元のニーズとか先進的な事例を、効率的な体制づくりというのを勉強していく必要がある。人材の養成については、中核市程度以上であればできるかもしれないが、そうでなければ難しいであろう。この規模で専門職の確保をしていくのは無理がある。都道府県などできちんとバックアップする体制がほしい。その点において、広域の行政体である都道府県の責任は重要である。地域の資源をつなげていくということについては、市町村はある程度の可能性はあるが、専門職養成をどこの自治体でも同じ水準でやっていくというのは市町村だけでは無理ではないか。また、子ども家庭福祉分野が次々仕事の範囲をひろげてきている。特に、市町村において教育と福祉の連携は大きな課題である。

## 10. 財源

これまで福祉は補助金の中でやってきたが、交付金や一般財源でやっていくとなると、市町村が自分の財源の中でどれだけ出していくのかを考えていく必要がある。これは、社会福祉行政がフリーハンドで自由になるという反面、説明責任というか、執行上の責任が求められる。これまでは、国基準で決まっているからとか、他の市もそうだからという説明でやってきた部分が、きちんとせつめいされなければいけなくなる。地域間の格差は出てくるという意味で、どの街に住むかという選択が出てくるであろう。物を買って満足するものところがうので、たまたまあつた人によって、支払の価値が変わる。従事者の資質の向上も重要である。